

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第6節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税</p> <p>(変質、損傷等による戻し税の手続)</p> <p>10-9 令第3条の2の規定による戻し税の手続については、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 同条第2項に規定する申請書は、「被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書」(T-1040)とし、2通（会計検査院に送付する必要がある場合（「財務省の計算証明に関する指定について」（平成29年4月会計検査院長訓令検第402号）第3章第17条第1項(2)参照）、会計検査院送付用として1通を加える。（以下19-17の(5)のイ、19の2-10、19の3-5の(1)、20-4及び20-11に規定する関税の払戻し（減額・控除）申請書について同じ。））に同項に規定する確認書及び許可書又は証明書類（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があつたことを証する書類）を添付して提出させる。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税</p> <p>(変質、損傷等による戻し税の手続)</p> <p>10-9 令第3条の2の規定による戻し税の手続については、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 同条第2項に規定する申請書は、「被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書」(T-1040)とし、2通（会計検査院に送付する必要がある場合（「財務省の計算証明に関する指定について」（平成29年4月会計検査院長訓令検第402号）第3章第17条第1項(2)参照）、会計検査院送付用として1通を加える。（以下19-17の(5)のイ、19の2-10、19の3-5の(1)、20-4及び20-11に規定する関税の払戻し（減額・控除）申請書について同じ。）に同項に規定する確認書及び許可書又は証明書類（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があつたことを証する書類）を添付して提出させる。</p>
<p style="text-align: center;">第9節 無条件免税</p> <p>(専売品の無条件免税)</p> <p>14-7 法第14条第5号に規定する「専売品」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 専売品の委託輸入者が納税申告をする場合においては、<u>厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長</u>が発行する委託書又は委託を証する書類を添付させる。ただし、当該専売品が特例申告貨物であり、かつ、輸入申告の際に当該書類を確認している場合にあっては、添付を省略させて差し支えない。</p> <p>(携帯品の無条件免税)</p> <p>14-11 法第14条第7号に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 本邦に入国する旅客が携帯して輸入する加熱式たばこについて、規</p>	<p style="text-align: center;">第9節 無条件免税</p> <p>(専売品の無条件免税)</p> <p>14-7 法第14条第5号に規定する「専売品」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 専売品の委託輸入者が納税申告をする場合においては、<u>厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長</u>が発行する委託書又は委託を証する書類を添付させる。ただし、当該専売品が特例申告貨物であり、かつ、輸入申告の際に当該書類を確認している場合にあっては、添付を省略させて差し支えない。</p> <p>(携帯品の無条件免税)</p> <p>14-11 法第14条第7号に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 本邦に入国する旅客が携帯して輸入する加熱式たばこについて、規</p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>則第2条の4第2項の表の第1号及び第5号の下欄に掲げる「税関長が適當と認める数量」とは、同表の第1号については小売用として個装された箱又はパッケージ（以下「個装等」という。）3個、同表の第5号については個装等10個とする。</p> <p>ただし、平成30年10月1日から<u>令和3年9月30日</u>までの間は、同表の第5号の下欄に掲げる「税関長が適當と認める数量」とは、個装等20個とする。</p> <p>(5)～(9) (省略)</p> <p>(在外公館から送還された公用品の無条件免税)</p> <p>14-14 法第14条第9号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 送還された公用品の納税申告に当たっては、<u>外務大臣官房在外公館課長</u>の発給した在外公館からの送還品である旨の証明書を提出させる。</p> <p>(再輸入貨物の無条件免税)</p> <p>14-15 法第14条第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 本邦の出漁船舶により公海で採捕された水産物で、外国にある漁業基地に一旦陸揚げされた後再輸入されるもの（陸揚げ後中継基地に運送され、その基地から輸入されるものを含む。）については、次により本号を適用する。</p> <p>イ 本邦の出漁船舶による採捕の事実については、農林水産大臣の陸揚許可指令書写し（当該許可を必要としない漁業の種類に係る転載については、要しない。）及び転載及び陸揚げの届出書写し（水産庁担当官の確認印のあるもの）又は漁業許可書並びに現地官公署又は商業会議所の発給する採捕証明書（入手が困難な場合にあっては、<u>水産庁資源管理部管理調整課長名</u>の確認のある漁獲実績届出書を当該採捕証明書として認めて差し支えない。以下同じ。）により確認する。</p>	<p>則第2条の4第2項の表の第1号及び第5号の下欄に掲げる「税関長が適當と認める数量」とは、同表の第1号については小売用として個装された箱又はパッケージ（以下「個装等」という。）3個、同表の第5号については個装等10個とする。</p> <p>ただし、平成30年10月1日から<u>平成33年9月30日</u>までの間は、同表の第5号の下欄に掲げる「税関長が適當と認める数量」とは、個装等20個とする。</p> <p>(5)～(9) (同左)</p> <p>(在外公館から送還された公用品の無条件免税)</p> <p>14-14 法第14条第9号《<u>在外公館から送還された公用品の無条件免税</u>》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 送還された公用品の納税申告に当たっては、<u>外務大臣官房在外公館課長</u>の発給した在外公館からの送還品である旨の証明書を提出させる。</p> <p>(再輸入貨物の無条件免税)</p> <p>14-15 法第14条第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 本邦の出漁船舶により公海で採捕された水産物で、外国にある漁業基地に一旦陸揚げされた後再輸入されるもの（陸揚げ後中継基地に運送され、その基地から輸入されるものを含む。）については、次により本号を適用する。</p> <p>イ 本邦の出漁船舶による採捕の事実については、農林水産大臣の陸揚許可指令書写し（当該許可を必要としない漁業の種類に係る転載については、要しない。）及び転載及び陸揚げの届出書写し（水産庁担当官の確認印のあるもの）又は漁業許可書並びに現地官公署又は商業会議所の発給する採捕証明書（入手が困難な場合にあっては、<u>水産庁資源管理部遠洋課長名</u>の確認のある漁獲実績届出書を当該採捕証明書として認めて差し支えない。以下同じ。）により確認する。</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、採捕証明書記載の貨物の重量については、冷凍による増量程度の誤差は認めて差し支えない。</p> <p>□ (省略) (4)～(7) (省略)</p>	<p>なお、採捕証明書記載の貨物の重量については、冷凍による増量程度の誤差は認めて差し支えない。</p> <p>□ (同左) (4)～(7) (同左)</p>
第13節 外交官用貨物等の免税	第13節 外交官用貨物等の免税
<p>(相互条件の認定等)</p> <p>16-4 法第16条第1項に規定する「相互条件」については、<u>外務省大臣官房儀典総括官</u>からの簡易通関依頼書等により認定する。</p> <p>なお、外交行のうについては、外交行のうであることを外部から識別しうる標章の表示又は外交行のうである封袋の数を示す公文書により認定する。</p>	<p>(相互条件の認定等)</p> <p>16-4 法第16条第1項<u>《外交官用貨物等の免税》</u>に規定する「相互条件」については、<u>外務大臣官房儀典官</u>からの簡易通關依頼書等により認定する。</p> <p>なお、外交行のうについては、外交行のうであることを外部から識別しうる標章の表示又は外交行のうである封袋の数を示す公文書により認定する。</p>
第15節 再輸出減税	第15節 再輸出減税
<p>(再輸出減税貨物の輸出の届出の手続)</p> <p>18-3 令第41条において準用する令第39条第4項本文に規定する届出書の取扱いについては、前記17-7(再輸出免税貨物の輸出の届出の手続)に規定するところに準ずる。</p>	<p>(再輸出減税貨物の輸出の届出の手続)</p> <p>18-3 令第41条において準用する令第39条第3項<u>《再輸出免税貨物の輸出の届出の手続》</u>に規定する届出書の取扱いについては、前記17-7(再輸出免税貨物の輸出の届出の手続)に規定するところに準ずる。</p>
第17節 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税	第17節 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税
<p>(製造工程において他の物品が同時に製造される場合の免税数量)</p> <p>19の2-3 令第54条の5の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 他の工場で製造された石油製品(令第54条の4に規定する石油製品に限る。)に対し、法第19条の2第1項の規定を適用する場合は、次による。</p> <p>なお、当該保税工場において製造されたこれらの石油製品に係る原料数量の確認に必要な当該保税工場の歩留りが明らかでない場合にも次によって差し支えない。</p>	<p>(製造工程において他の物品が同時に製造される場合の免税数量)</p> <p>19の2-3 令第54条の5の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 他の工場で製造された石油製品(令第54条の4に規定する石油製品に限る。)に対し、法第19条の2第1項の規定を適用する場合は、次による。</p> <p>なお、当該保税工場において製造されたこれらの石油製品に係る原料数量の確認に必要な当該保税工場の歩留りが明らかでない場合にも次によって差し支えない。</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ (省略)</p> <p>ロ 令第54条の4に規定する各石油製品は、それぞれ法の別表第27類、備考1に規定する規格に該当するものに限る。</p> <p>また、下表において揮発油欄の「粗製のもの」とは、常圧蒸留装置により得られる粗製の揮発油、これを単に脱硫した程度の加工揮発油又はこれらに準ずるものというものとし、また、重油について「A重油、B重油、C重油」の区分は、それぞれ<u>日本産業規格</u>に規定する重油の1種、2種又は3種の動粘度区分によって判定する。</p> <p>(係数表) (省略)</p>	<p>イ (同左)</p> <p>ロ 令第54条の4に規定する各石油製品は、それぞれ法の別表第27類、備考1に規定する規格に該当するものに限る。</p> <p>また、下表において揮発油欄の「粗製のもの」とは、常圧蒸留装置により得られる粗製の揮発油、これを単に脱硫した程度の加工揮発油又はこれらに準ずるものというものとし、また、重油について「A重油、B重油、C重油」の区分は、それぞれ<u>日本工業規格</u>に規定する重油の1種、2種又は3種の動粘度区分によって判定する。</p> <p>(係数表) (同左)</p>